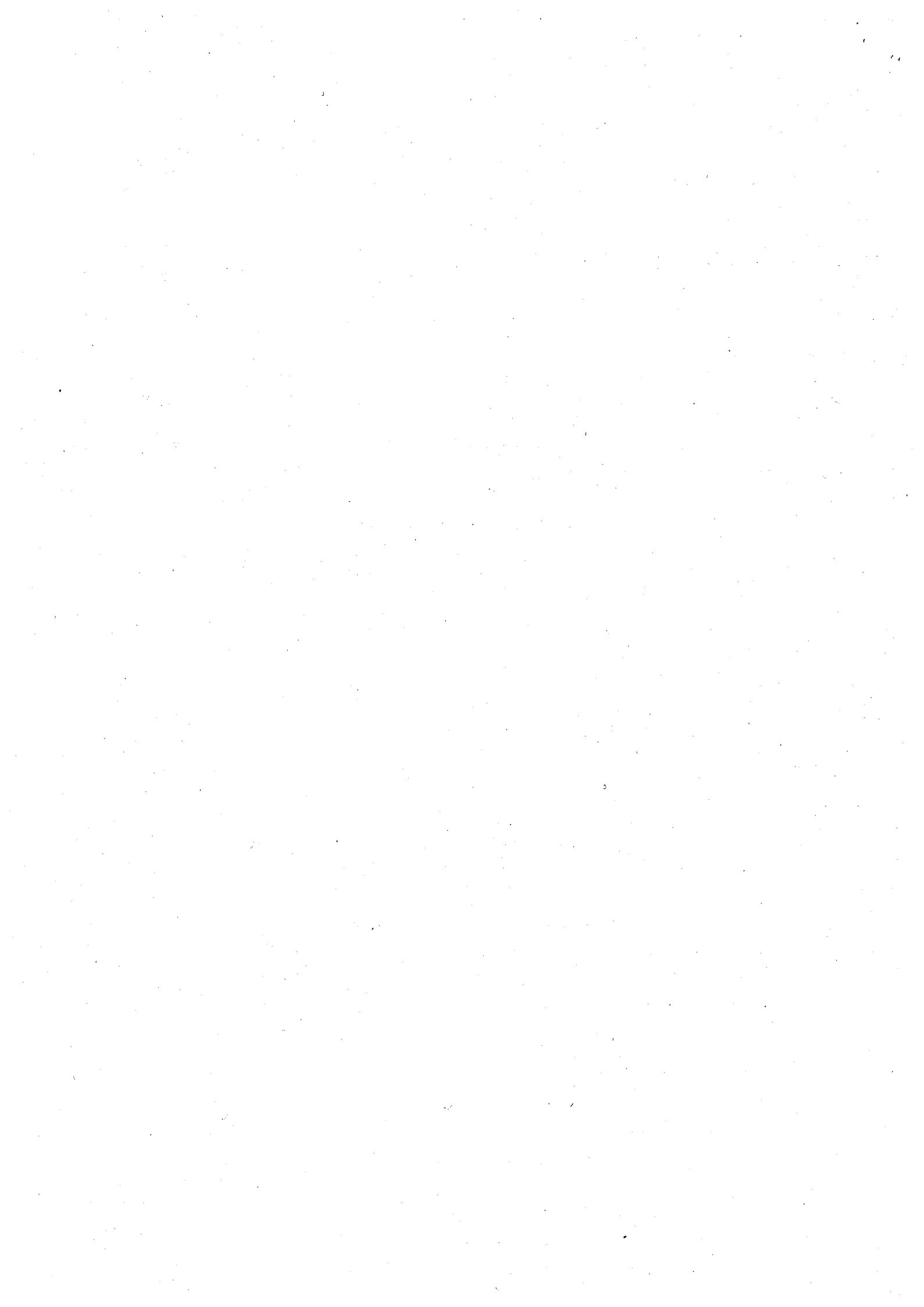


# 大阪市入札契約制度改善検討委員会

平成26年7月22日(火)

議 題 本市職員の収賄容疑による逮捕事案について

- (1) 事案の内容について報告(病院局)
- (2) 再発防止に向けた緊急対策



## 議題

### 本市職員の収賄容疑による逮捕事案について

#### 1 事案の内容について報告（病院局）

別紙1のとおり

#### 2 再発防止に向けた緊急対策

##### (1) 全職員を対象とした取組み

- ① 入札契約制度改善検討委員会からの緊急要請文（職員向け）の送付  
別紙2のとおり
- ② セルフチェックシートの実施  
別紙3のとおり

##### (2) 事業者を対象とした取組み

職員からの不当要求に対する取扱いについて  
別紙4のとおり

##### (3) 継続した取組み

- ① 入札契約事務に関するコンプライアンスの取組み  
平成25年度から実施している入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みについて、平成26年度においても引き続き実施。（別紙5参照）
- ② 再発防止策の検討  
今回の事案の原因を究明した上で更なる再発防止策の検討を行う。



平成 26 年 7 月 22 日

病 院 局

病院局職員の収賄容疑による逮捕について（報告）

1 事件の概要について

(1) 事件の経緯

平成 26 年 7 月 14 日に総合医療センター中央臨床工学部主査が、収賄容疑により大阪府警察本部に逮捕されるとともに、翌 15 日、当局に対する家宅捜索が行われた。

※ 現在、捜査中

(2) 当該職員の容疑（大阪府警察ホームページ事件情報より）

被疑者は、生命維持管理装置の保守点検に従事するとともに、機種選定、仕様書の作成等の職務に関わり、平成 25 年 1 月中旬ころから同年 2 月初旬ころまでの間、数回にわたり、同医療センターにおいて、医療機器メーカー（A 社）の営業社員から、大阪市が平成 24 年 9 月に入札執行した医療装置（人工心肺装置）の一般競争入札に際し、A 社製の装置を取り扱う代理店が受注できるように有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、パソコン等の供与を受けて賄賂を収受したものの。

2 今後の対応について

本件については現在捜査中であることから、公判での審理状況を確認するなど、今回の事象が発生した背景、原因の分析、問題点の把握を行ったうえで、再発防止に必要な対策について早急に検討を行い実施していく。

なお、取り急ぎ、平成 26 年 7 月 15 日に、当局全職員に対して、局長名で本件について電子メールによる周知を行うとともに、服務規律の確保の徹底を指示したところである。



## 不祥事の再発防止に向けたコンプライアンスの取組強化について

## — 本市職員による収賄事件の再発防止緊急対策 —

大阪市では、これまで、市政運営刷新委員会の提言等を踏まえ、入札契約制度の改善を進めるとともに、公正な職務の執行を確保するための取組みを行ってきた。

平成 21 年 3 月 11 日、水道局職員が収賄容疑で逮捕される事態が発生したことから、平成 21 年 9 月に「契約事務等適正化に向けた今後の取組み」をとりまとめ、公正な職務執行に努めてきた。

また、大阪市入札等監視委員会の提言を受け、平成 25 年度から重点的に入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化を行うとともに、職員に対しても周知徹底を行ってきたところである。

しかしながら、平成 26 年 7 月 14 日、病院局職員が収賄容疑で逮捕されるという事態が発生した。

公正な入札契約の遂行にあたっては、それに携わる全ての職員が厳正・厳格な意識をもって公正に職務を遂行するとともに、コンプライアンス意識の更なる徹底や職場風土の改革が必要である。

当委員会としては、こうした認識のもと二度とこのような事件を繰り返すことのないよう、再発防止に向けた緊急対策を行うこととし、全職員への周知徹底を図るとともに、不祥事の再発防止に向けたコンプライアンスの取組強化について、固い決意を持って実施することを決定する。

平成 26 年 7 月 22 日

大阪市入札契約制度改善検討委員会

委員長 田中 清剛





## セルフチェックの内容（案）

契約管財局が入札契約事務担当職員向けに作成した「公正契約職務執行マニュアル」について

- 1 あなたは、「公正契約職務執行マニュアル」を知っていますか。
- 2 このマニュアルを読んだことがありますか。
- 3 このマニュアルに記載されている「第1編 関係業者等の対応について(業者対応編)」を読んだことがありますか。

読んだことがないと答えた方 このマニュアル(アドレス)の1P～20P(「はじめに」～「用語の定義」～「第1編 関係業者等の対応について(業者対応編)」)をよく読んでからお答えください。

読んだことがあると答えた方 このマニュアル(アドレス)の1P～20P(「はじめに」～「用語の定義」～「第1編 関係業者等の対応について(業者対応編)」)をいまいちど読んでいただいた上でお答えください。

- 4 「大阪市職員基本条例」は、職員は、「大阪市職員倫理規則」を踏まえ、職務上利害関係のある者(利害関係者)との関係において、市民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むとともに、公平性及び公正性を保持し、透明性の高い行政運営を行うことにより、市政に対する信頼を高めなければならないと規定していることを知っていますか。

このマニュアルは、関係業者等との対応の基本的留意事項を規定しており、職員は、関係業者等との間で、行ってはいけない行為(禁止事項)を定めています(当該行為が「職務」として行う行為である場合を除きます。)

そこで、お尋ねします。以下の項目が、このマニュアルにおいて禁止事項であることを知っていますか。

- 5 関係業者等から、餞別、謝礼、祝儀、香典、供花、見舞い等いかなる名目であっても金銭、商品券の贈与を受けること。

- 6 関係業者等が主催する講演会、勉強会、研究会等の場で講演等を行う場合や、関係業者等が発行する出版物への寄稿等に伴い報酬(謝金、旅費等、金銭またはそれに代わる金券、物品等を含む。)を受けること。
- 7 関係業者等から、中元、歳暮、祝い、見舞い、土産、記念品等いかなる名目であっても贈答品を受けること。
- 8 関係業者等から、業者名が付されているカレンダーや文房具など事務用品を受けること。
- 9 関係業者等から、名目を問わず不動産の贈与を受けること。
- 10 関係業者等から、無償、または適正な対価を支払わずに不動産、物品、金銭の貸与を受けること。
- 11 関係業者等から、無償、または適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- 12 関係業者等から、未公開株式を譲り受けること。
- 13 関係業者等から、融資、保証、担保の提供を受けること
- 14 関係業者等と、私的な金銭の貸し借りをすること
- 15 関係業者等から、昇任祝い、快気祝い等いかなる名目であっても祝電を受けること
- 16 関係業者等から、弔電、香典を受けること
- 17 関係業者等に、本来自らが負担すべき債務を負担させること
- 18 関係業者等から、供応接待を受けること
- 19 関係業者等と、会食・パーティーをすること
- 20 関係業者等と、遊技(ゴルフ、その他のスポーツを含む。)をすること
- 21 関係業者等と、旅行をすること
- 22 関係業者等から、就職の斡旋を受けること
- 23 関係業者等に、職員自らの親戚など第三者に対して、前各号に掲げる行為を要求すること
- 24 5～23に掲げるもののほか、関係業者等から、一切の利益や便宜の提供を受けること

ご協力ありがとうございました。上記項目のうち、禁止事項とは知らなかったものがあつた場合は、再度、「公正契約職務執行マニュアル」を読んで、日々の業務の再点検をしてください。

セルフチェックが終わりましたら、各所属の総務担当に報告してください。

平成 26 年 7 月 日

各 位

大 阪 市

## 職員からの不当要求に対する取扱いについて

本市では、入札契約事務の執行にあたって、関係法令等を遵守し、常に厳正かつ適正に行うとともに、全庁的に入札契約事務におけるコンプライアンスの取組みの強化に努めてきたところです。

また、本市発注の公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約を行うにあたりましては、公正性・透明性・競争性の向上、並びに適正な契約の履行確保はもとより、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、これまで、入札契約制度の改善に取り組んできたところでございます。

しかしながら、今回、本市発注の物品購入を巡り、収賄容疑で職員が逮捕されるという、誠に遺憾な事態が発生しました。

本市では今回の事件を重く受けとめ、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件が生じることのないよう、再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

貴社におきましても、改めて綱紀粛正にご配慮いただくとともに、本市職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、契約（特記仕様書等）に基づき、その内容を記録して本市に報告することとしておりますので、社員の皆様にご周知いただくようお願いいたします。



## 平成 26 年度コンプライアンスの取組み〈概要〉

大阪市

### ○経過（平成 25 年度の取組み）

平成 25 年 5 月 「入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について」を策定

平成 26 年 2 月 上記、「入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について」に基づき実施した具体的な改善策の取りまとめ

### ○目的

入札契約事務に関わる職員は、公正な職務執行を確保し、入札契約事務に関する不正・不適正事案の発生の未然防止を図っていく責務があり、平成 26 年度においてもコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、恒久的なものとするため、制度改正又は制度化を図る。

### ○取組内容（平成 26 年度）

- ①各種マニュアル等の見直し
  - ・談合情報等対応マニュアルの改正
  - ・公正契約職務執行マニュアルの改正 など
- ②コンプライアンス研修の定期的な実施
- ③執務室における録音録画装置の設置推進
- ④捜査機関等とのさらなる連携強化
- ⑤他の発注機関などの不祥事案の調査研究

### ○重点項目（平成 26 年度）

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるよう  
 にするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保す  
 るための監督及び検査を確実に行うことが重要である。

〈具体的取組み〉

- ・建設業法違反事案調査対応マニュアル（仮称）の制定
- ・大阪市施工体制確認マニュアルの改正
- ・建設業法遵守の事業者周知の実施
- ・配置予定技術者の確認強化 など

